

シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置されている公益法人です。

第91号

(公社)小松市シルバー人材センター

会員だより



令和7年2月14日発行

(公社)小松市シルバー人材センター
〒923-0824 小松市軽海町ノ25番地1
電話 47-2855 FAX 47-2738



E-mail: komatsu-sc@sjc.ne.jp
URL: <https://webc.sjc.ne.jp/komatsu-sc/>
休日(土・日・祝日)の緊急連絡 080-8696-2226

令和7年2月12日現在会員数：892人(男性：549人 女性：343人)

令和6年分配分金支払証明書(1月～12月就業分)の利用について

- ★1月末にシルバー人材センターから送付した配分金支払証明書につきましては、下記の計算方法を参考に2月17日(月)～3月17日(月)の確定申告の際にご利用ください。
なお、派遣就労された方は、県連合会から12月末に送付された源泉徴収票をご利用ください。

配分金と所得税について

- ★シルバー人材センターから就業をされた会員の皆様に支払われる「配分金」は、所得税法上「雑所得」として取り扱われますが、家内労働者等の必要経費の特例により、控除額が上限「55万円」まで認められます。計算方法は、以下の事例のとおりになりますのでご参照ください。

事例1 会員の収入が配分金のみの場合

$$\text{配分金} - \begin{array}{l} \text{特例控除} \\ 55\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除} \\ 48\text{万円} \end{array} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

※上記計算のとおり、会員の収入が配分金のみの場合には103万円まで所得税は課税されません。

事例2 会員の収入が配分金と公的年金等がある場合

$$\text{配分金} - \begin{array}{l} \text{特例控除} \\ 55\text{万円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{公的年金等} \\ \text{の収入額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{公的年金等} \\ \text{の控除額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除} \\ 48\text{万円} \end{array} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

※事例1・事例2とも算出中で配分金額が55万円未満のときは、その特例控除額は配分金相当額となります。なお、給与所得や生命保険契約に基づく収入などがある場合には、特例控除を受けられない場合もありますので、税務署にお尋ねください。

公的年金等控除

※公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が1,000万円以下の場合

65歳未満の場合

| 公的年金等の収入額 | 公的年金等控除額 |
|---------------------|-------------------------|
| 130万円以下 | 60万円 |
| 130万円超 410万円以下 | 公的年金の収入額 ×25%+27.5万円 |
| 410万円超 770万円以下 | 公的年金の収入額 ×15%+68.5万円 |
| 770万円超 1,000万円以下 | 公的年金の収入額 ×5%+145.5万円 |
| 1,000万円超 | 195.5万円 |

65歳以上の場合

| 公的年金等の収入額 | 公的年金等控除額 |
|---------------------|-------------------------|
| 330万円以下 | 110万円 |
| 330万円超 410万円以下 | 公的年金の収入額 ×25%+27.5万円 |
| 410万円超 770万円以下 | 公的年金の収入額 ×15%+68.5万円 |
| 770万円超 1,000万円以下 | 公的年金の収入額 ×5%+145.5万円 |
| 1,000万円超 | 195.5万円 |

契約方法の見直しについての説明会のお知らせ

4月1日より、既刊「会員だより第89号（令和6年12月13日発行）」にてご案内した「就業機会の提供に関する契約方法の見直し」が実施となります。

ついては、会員の皆様にご理解いただくため、次のとおり説明会を開催しますので、詳しい説明をお聞きになりたい方は参加をお願いします。

日 時：①令和7年3月4日（火）10時～11時
 ② // 14時～15時
 ③令和7年3月7日（金）10時～11時
 ④ // 14時～15時

内 容：①契約方法の見直しについて
 ②Smile to Smile 利用について
 ③ショートメッセージサービスについて

場 所：シルバー人材センター研修室

申込み：令和7年2月28日（金）までに事務局まで申込みください。

定 員：各回とも先着30名
 （定員になり次第受付を終了します）

※以下の方は本説明会の対象ではありませんので、参加いただく必要はありません。。

- ・派遣就業している方（校務員、工場、運転など）
 →契約方法の見直しの対象外です
- ・剪定班・草刈班で就業されている方
 →別途開催する職能別会議で説明します

※ご自分が対象かわからない方はお問い合わせください。



スマホ講習会（入門編）のお知らせ

| 月 日 | 時 間 | 定 員 | 締切日 | 内 容 | 場所／講師 |
|----------|-------|-----|---------|--|---------------------------------------|
| 2月21日（金） | 13：30 | 20名 | — | ・ガラケーとスマホの違いと特徴 ・スマホ基本操作（地図・カメラ写真を利用）や文字入力、音声アシスタント機能操作など ・Smile to Smileの登録 | シルバ-人材センター研修室 講師：スマホアドバイザー（ソフトバンク） |
| 3月13日（木） | 15：30 | 20名 | 3月5日（水） | | |

事務局からのお知らせ

緊急連絡（一斉送信）について

センターから皆さんへ**緊急連絡**が必要な場合は、以下のいずれかの方法でお知らせを一斉送信しますので**メールやメッセージが届いた際はご一読をお願いします。**

- ①「Smile to Smile」にメールアドレスを登録済の方 → 登録済みメールアドレスへ**Eメールを送信**
- ②「Smile to Smile」にメールアドレスが未登録の方 } 携帯電話へ**ショートメッセージを送信** 方
- ③「Smile to Smile」を利用していない方 } (スマホ)

【ショートメッセージ受信時の注意】

送信元の番号通知は、

- NTT docomo、au、楽天モバイルをお持ちの方
→ **050(5491)4105**
- softbank、Y!mobileをお持ちの方
→ **242244**

からメッセージが届きます。

メッセージの受信には料金はかかりません。メッセージ本文内に既読を確認するためのURL（右図：**青字箇所**）を記載する場合があります、クリックすると既読した事がセンターに送信されます。

不明な点は事務局へお尋ねください。

【ショートメッセージの例(docomo)】



入会説明会の開催日

★毎月第2・第4水曜日に入会説明会を開催しますので、お知り合いの方へお知らせください。

- 場所 センター研修室
- 時間 午前9時～12時
(5分前までにご来場ください)
- 持参する物
 - ①通帳またはキャッシュカード
(北國、ゆうちょ、農協)
 - ②初年度会費 1,650円

| 開催月 | 開催日 |
|-----|---------|
| 2月 | 26日 |
| 3月 | 12日、26日 |
| 4月 | 9日、23日 |
| 5月 | 14日、28日 |

令和7年度会員登録について

★令和7年度の会員登録について、センターより確認用「返信用ハガキ」が地区班長から配布されますので**3月3日(月)必着**でご返送ください。

★知人の方で、シルバー人材センターへの登録を希望する方がいましたらご紹介ください。



シルバーフレンドリーショップ制度が始まりました

前号でお知らせした「シルバーフレンドリーショップ制度」が2月からスタートしました。協力店はホームページ・Smile to Smileでご案内していますので、ご利用いただけますようお願いいたします。また、新たな協力店も募集していますので、会員の皆さんのお近くにご協力いただけるお店や事業所がありましたら、事務局まで連絡をお願いします。



独自事業

スマイルシニア農園事業・しめ飾り事業

参加者大募集

スマイルシニア農園事業

「スマイル農園事業」は、平成26年度から花坂町の遊休農地を借り受け、健康野菜を生産し、道の駅こまつ木場湯で販売する他、企業様にも供給し、令和7年で12年目を迎えます。

また、収穫した野菜を加工した干し芋、ダイコンの酢漬け、ジャンボ落花生等も販売し好評です。

作業は、原則、火曜日と金曜日の週2日、9時～12時の3時間で会員は健康と生きがいをづくりの場として農作業を楽しんでいます。

現在12名の会員が就業しています。農業未経験の方も歓迎していますので、興味ある方は、是非ともご連絡をお待ちしています。



春の農園



なすの苗植え



ジャガイモの植付け

しめ飾り事業

小松市シルバー人材センターの「しめ飾り事業」は、昭和61年度に小松市役所への贈呈を皮切りに、平成3年度には小松警察署への贈呈、平成8年度から販売を開始し、令和7年で39年目を迎える伝統的な事業となっています。

8月上旬に青田刈りし5日間天日干した藁を、会員が一つひとつ丁寧に編み込み玄関用しめ飾りと神棚用一文字を製作しています。完成した製品は、会員、市役所の職員、お取引先並びに道の駅こまつ木場湯で販売し毎年高い評価をいただいています。

今後、本事業を40年、50年と継続していくためには、「藁編みの技術継承」が必須となっていますので、伝統技術の継承に興味ある方は、是非ともご連絡をお待ちしています。



青田刈り



しめ飾りの飾り付け



市役所への贈呈